

堺市防災行政無線運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統制局 すべての無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (2) 親局 防災行政無線同報局で、本庁に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 屋外受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋外に設置するものをいう。
- (4) 戸別受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋内に設置するものをいう。
- (5) 基地局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系で、本庁に設置する基地通信設備の総体をいう。
- (6) 移動局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系の車載式及び可搬式の移動通信設備をいう。
- (7) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 災害用非常配備局 水道系移動局で、災害時においてのみ特定の場所に配備され、災害情報の通信に使用されるものをいう。

(防災行政無線局)

第3条 防災行政無線局の区分、周波数、呼出名称及び常置場所は、別表第1のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、防災行政無線局の運用を掌理する。
- 3 無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。
 - (1) 統制局 危機管理担当課長
 - (2) 移動局及び戸別受信局 移動局及び戸別受信局を常置する課、出先機関及び学校園の長
 - (3) 通信所 当該通信所を常置する課、出先機関の長

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

2 基地局（通信所を含む。）及び同報局の通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

(運用)

第7条 防災行政無線は常時運用する。

(通信事項)

第8条 防災行政無線局の通信事項は、防災、水道事業及び一般行政に関するものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(移動局の開局等)

第10条 移動局を開局し、又は閉局しようとするものは、基地局、通信所又は特定の移動局にその旨を通知しなければならない。

(通信統制)

第11条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、関係する無線管理者に無線通信体制を確保するために必要な措置を講じさせることができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、関係する無線局及び通信所に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(同報系通信)

第12条 同報系による通信を行おうとする者は、同報系無線送信申込書（様式第1号）を親局の無線管理者に提出しなければならない。

(管理)

第13条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用の状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 統制管理者は、防災行政無線局の機能確保のため、基地局及び固定局については年2回以上、移動局、屋外受信局及びその他の設備については年1回以上、通信設備の定期点検を行うものとする。

4 統制管理者は、定期点検を行うときは、その実施時期及び結果について無線管理者に通知するものとする。

(通信訓練)

第14条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を年1回以上実施するものとする。

(災害時の通信体制)

第15条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災行政無線局の運用体制については、堺市地域防災計画に定めるところによる。

(感度調査)

第16条 通信担当者は、適宜感度等について回線の調査をしなければならない。
2 回線の調査のための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行われなければならない。

(無線局の備付け書類等)

第17条 防災行政無線局には、無線局免許状その他必要な書類を備え付けておかななければならない。

第18条 親局、基地局(通信所を含む。)は、無線業務日誌(様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。

2 無線管理者は、毎月5日までに、前月分の無線業務日誌をとりまとめ、統制管理者に報告しなければならない。

(無線局の増局等)

第19条 防災行政無線局の新設、増設、廃止又は変更等を行おうとする場合は、統制管理者の承認を得なければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1

防災行政無線局（同報親局、基地局）

無線の区分	無線周波数	呼出名称	常置場所
同報系	65.015MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
美原区域同報系	68.535MHz	ぼうさいさかいみはら	堺市美原区黒山 167 番地 1 号
移動系	271.5625MHz	ぼうさいさかいし	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
相互系	158.35MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
水道系	373.25MHz	すいどうさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
地域防災系	848.825MHz	2 7 2 0 1 1 0 0	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

別表第 2

通信の種類

無線の種類	通信の種類	通信の内容
同報系	普通通信	戸別又はグループ別の送信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系 相互系 水道系 地域防災系	普通通信	平常時における通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	他の防災関係機関に対して行う通信をいう。